

山梨県森林審議会委員募集要領

第1 目的

山梨県森林審議会（以下「審議会」という。）委員の選考に当たり、より広く県民からの意見等を本県における森林・林業施策に反映させるため、審議会委員の一部を公募する。

第2 募集人員及び任期

- （１）募集人数 2名以内
- （２）任 期 令和8年10月1日～令和10年9月30日

第3 応募資格

- ・ 山梨県内に在住する者で、20歳以上の者（令和8年4月1日現在）
- ・ ただし、本県の附属機関等の委員、国若しくは地方公共団体の議会の議員又は常勤職員でない者

第4 募集期間

令和8年7月27日（月）～8月21日（金）（必着）

第5 応募方法

次の書類を郵送、電子メール、持参のいずれかの方法により締切日必着で提出する。
なお、持参の場合は、受付時間を平日午前8時30分から午後5時15分までとする。

- （１）別紙「応募申込書」
- （２）小論文（800字程度、氏名記入、様式自由）
テーマ「山梨県が目指すべき森林・林業の姿」

第6 応募先

住 所 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県森林環境部 森林整備課 森林計画担当
電 話 055-223-1644
電子メール shinrin-sb@pref.yamanashi.lg.jp

第7 選考方法

提出された応募申込書と小論文により、山梨県森林審議会公募委員選考実施要領に基づき選考する。

なお、選考結果は9月下旬までに、郵送により応募者全員に通知する。

第8 その他

- （１） 審議会開催回数は、年1～3回程度
- （２） 委員報酬は、審議会に出席した場合、「附属機関の委員等報酬及び費用弁償に関する条例」の規定により支払う。
- （３） 提出書類（応募申込書、小論文）に記載された個人情報、委員選考以外の目的に使用しない。
- （４） 提出書類は、返却しない。
- （５） 留意事項
 - ・ 審議会委員に対しては、県行政に対する特別な地位が与えられるものではないこと。
 - ・ 審議会委員の地位を営利、政治又は宗教上の目的に利用してはならないこと。
 - ・ 審議において知り得た秘密を漏らしてはならないこと。